

(3) 第4次奥州市省エネ家電買換促進補助金の実施について

定例記者会見資料 令和8年4月9日 市民環境部生活環境課

市は、市内年間電力消費量やCO2排出量の削減を目的とし、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した補助事業を行います。本事業は、令和5年度以降毎年度行っており、今回が第4次事業となります。

1 対象者

奥州市内に住所をおく個人で、おうしゅうエコ事業所の市内の実店舗で対象家電を購入し、自宅の同種の家電と入れ換えた人。※新規設置および増設は不可。

2 補助内容

- 第4次の期間において1世帯、1回限り。
エアコンか冷蔵庫のどちらか1台のみ。
※第1～3次で補助対象となった申請者、世帯の世帯員も今回改めて申請可能（第3次から要件緩和）
- 家電本体価格（税抜）の3分の1とし、5万円を上限とする。

3 対象家電

- エアコン
（省エネ基準達成目標年度2027及び2029 達成率100%以上）
- 電気冷蔵庫
（省エネ基準達成目標年度2021 達成率100%以上）

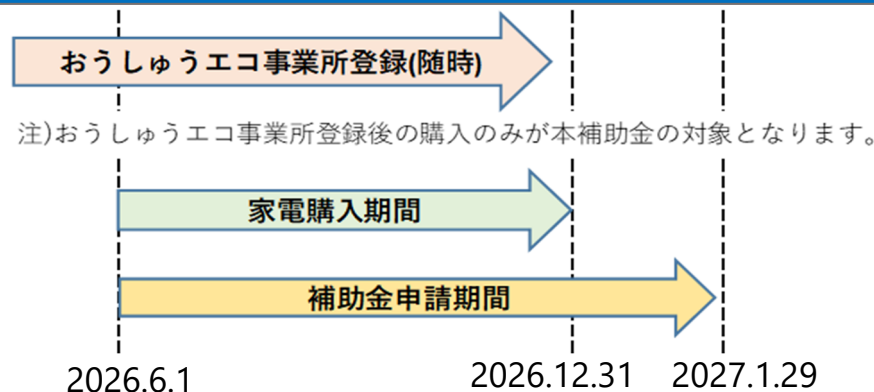
4 事業見込額及び財源

- 事業見込額 40,000千円
※参考 第3次補助金額 20,018千円
- 財源 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

5 成果目標

- 市内年間電力消費量.....181,000kWh削減（第3次指標 95,000kWh）
- 市内年間CO2排出量.....77t削減（第3次指標 42t）

6 事業期間



注)おうしゅうエコ事業所登録後の購入のみが本補助金の対象となります。

- 家電購入期間：令和8年6月1日～令和8年12月31日
- 申請期間：令和8年6月1日～令和9年1月29日
- ※申請期間内であっても予算額に達し次第、受付終了。

昨年に引き続き、気候変動適応対策の1分野である熱中症対策として効果が出るよう時期を設定。